

総合計画審査特別委員会
民生福祉分科会記録

平成29年12月7日

【開催日】 平成29年12月7日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午後3時38分～午後5時57分

【出席委員】

分科会長	吉永美子	副分科会長	山田伸幸
委員	大井淳一郎	委員	杉本保喜
委員	恒松恵子	委員	松尾数則
委員	矢田松夫		

【欠席委員】 なし

【分科会外出席議員等】

議長	小野泰		
----	-----	--	--

【執行部出席者】

副市長	古川博三	市民生活部長	城戸信之
市民生活部次長兼環境課長	深井篤	生活安全課長	吉村匡史
生活安全課課長補佐	亀崎芳江	生活安全課主査兼防犯交通係長	光井誠司
環境課課長補佐	湯淺隆	環境課環境保全係長	縄田誠
健康福祉部長	岩本良治	健康福祉部次長兼障害福祉課長	兼本裕子
社会福祉課長	渡部勝也	社会福祉課課長補佐	池田康雄
社会福祉課地域福祉係長	桑原睦	国保年金課長	桶谷一博
国保年金課主幹	安重賢治	健康増進課長	岩佐清彦
総合政策部長	川地諭	企画課長	河口修司

【事務局出席者】

事務局長	中村聡	議事係書記	原川寛子
------	-----	-------	------

【付議事項】

- 1 議案第81号 第二次山陽小野田市総合計画に係る基本構想及び基本計画の策定について（民生福祉分科会所管部分）

午後3時38分 開会

吉永美子分科会長 ただいまより総合計画審査特別委員会民生福祉分科会を開会いたします。本日、先日より審査してまいりました議案第81号、第二次山陽小野田市総合計画に係る基本構想及び基本計画の策定について

（民生福祉分科会所管部分）について引き続き審査をさせていただきます。本日はまず初めに分科会の委員の皆様のもとまとめた意見として、基本施策10につきまして評価指標が空家等相談の助言率ではなくて、その解決率にすべきではないか。そして生活安全課ですからもう1点も申し上げますが、基本施策11について評価指標を消費生活相談の助言率ではなくて、解決率にすべきである。これが分科会のもとまとめた意見でございます。このことについて再度執行部から説明を受けたいと思います。

吉村生活安全課長 それでは38ページ（4）空家等対策の推進に対する評価指標について御説明いたします。委員の皆様の手元には資料1、2と一枚紙が付いていると思うんですけども、これに従って御説明させていただきます。今回、評価指標については空家等相談の助言率を100%という形で表しております。流れにつきましては、まず空家の流れについて御説明させていただきます。空家等の問題は大きく分けると、空家の所有者からの問題と、空家の被害を受けている方からの問題、この二通りがあります。これを生活安全課で受け止めまして所有者の方につきましては、連絡先、右側になるんですけども、不動産会社を紹介したり、解体業者、蜂の巣の駆除などの御紹介をすることで解決するんですけども、空家の問題の多くは、左側の空家等の被害を受けている方からの問題が多くて、その場合はどうしても所有者が分からないということが多いことから、生活安全課で相談を受けた場合には現場に行きまして、それから現場を確認した後、左からですけど、戸籍の調査をしたり、登記簿の調査をしたり、税務課の調査をして所有者を特定させております。そしてその内容を確定した上で所有者等に善処の依頼文を出して解決に導くという流れをしております。下になりまして、今回なぜ解決率ではなく、助言率100%にしたかということなんですけれども、空家の問題は単年度で解決するものばかりではなくて、むしろ複数年度にわたり調査を行うものが現在のところ増えております。空家の問題の多くは、空家の被害を受けている方からの問題が多くて、その場合、所有者が亡くなった際に相続登記を行っていなかったり、次の所有者が決まっておらず、助言を行う相手がどなたにするのか分からないというようなことが多いです。そのため、相続人調査に数箇月要する 경우가多く、相続人等の連絡先が分かったとしても、そのやり取りにもまた時間を要していると。既に相続放棄をしている場合や所有者、管理者に連絡が取れない

ことも多くありまして、問題の解決には複数年にわたるということが多くなっていることから、単年度指標となっている前期目標値、平成33年度の目標値を解決率ではなく、助言率にしました。ほかにも率として考えておったのは空家等の空家率ということになるんですけども、2番目に記しておりますけれども、建物の総数と空家の数の把握が難しいということで、この空家率というのは考える数値として挙げなかったと。空家数については、国が住宅土地統計調査というのをやっておりまして、5年に1度調査をしております。これは平成25年度に調査したものが26年度に指標として出てまいりまして、次に調査するのは30年度、31年度に調査結果が出てくるんですけども、これについては基本構想の作成時期と時期が合わないということで、目標値にすることを考えませんでした。以上のことから、所有者本人への助言は簡単なんですけれども、それよりも所有者が分からないというときに対処することが重要であるということから、助言率を100%にするということが目標値として定めるのに適しているということを考えまして、今回は目標値を助言率100%とさせていただきます。

吉永美子分科会長　まず基本施策10につきまして、今執行部から説明がありましたが、このことについて委員の皆さんから御質疑ございませんか。

大井淳一郎委員　詳細な資料を作ってくださいましてありがとうございました。こうして見ると目標指標というのは、単年度指標でなくてはいけませんかね。これおっしゃるとおり、複数年、私の手元にあるよくもらう相談件数等は23年からの累計になっております。そもそも単年度指標でなくてはいけませんかね。解決率というのは例えば、平成29年8月末のデータによると183件が対象になっていて、93件が解決、90件が未解決ということになっているんです。大体半分ぐらいです。別にそれは仕方がないことです。一生懸命やられた結果ですから。こうした解決率をより空家をなくしていくとか、解決していく解決率を上げていくほうがいいんじゃないかなということで、言わせていただいたということなんです。なぜ助言率にこだわるんでしょうか。まずここから始めましょう。

吉村生活安全課長　目標値とするのに助言率が一番適しているというこの1点でございます。

大井淳一郎委員　ほかの基本計画を見たら、私は全部見れていないだけかもしれませんが、助言率ってありますか。あったら示してください。ほかの基本施策で助言率ですね、相談件数とかいろいろ施策の中で様々な目標指標がありますが、10と11以外でありますか。相談件数でいいんじゃないですか。言った以外も指標に値するものは原課の方が一番御承知なんで、適したものは分かるんで。相談件数もあるし、どうですか。助言率はありますか、10、11以外で。

吉村生活安全課長　助言率がほかにあるかどうかは把握しておりません。先ほど言われました相談件数というのも年によって変動するものだと考えております。相談が多い年もあれば少ない年もある。では相談が多ければいいのか、相談が少なければいいのかという問題も踏まえた上で、安定的な目標とするには、やはり目標値として全ての要望のあったことに対して助言をしていくと、空家に対してやっていくんだという気持ちを表す上でも助言率という形で表しております。

大井淳一郎委員　そもそもこの空家対策の推進は適正管理と利活用推進に努めることで、空家をなくしていこうというのが目的ですよ。助言が目的じゃないですよ。やはり目的からすれば空家の数とか解決率、そっちのほうがダイレクトではないんでしょうかね。空家件数については今実態調査がされていると聞きます。近々結果が出るんじゃないですか。その数字を出せばいいし、統計調査はそぐわないというものの大体4,000という数字が、必ずしも実態に即したものとはいえないかもしれないけど、これも一つの指標になるという意味で私も一つ示したんですけどね、助言率以外もあり得るんじゃないですか。

吉村生活安全課長　確かに委員さんが言われるように、その他の率もあるというふうに思います。ただ今回選ばさせていただいたのは、助言率という形で挙げさせていただいておりまして、まだ確かに空家の実態調査等あるんですけど、空家対策計画という計画をただいま作成しておりまして、来年度以降で空家対策計画を策定する予定にしております。細かい計画につきましては、そちらで計画の基準を挙げることになるのではないかと思いますので、今回この総合計画につきましては、基本的ないろんな指標があるうちでなぜと言われるとあれなんですけれども、一番分かり

やすいというか、対応する助言率を定めているということになります。

河口企画課長 先ほど御質問の中で助言率はほかにあるかというお話がございました。分からないという発言があったので。施策10と11のところの助言率以外はありません。

山田伸幸副分科会長 そもそも前も言ったんですけど、空家の問題というのは今後の活用も含めてやっていこうというのが、スタートだったように思うんですけど、いつの間にか防犯的なものあるいは地域の安全というほうが前面に出てきたなというふうに感じているんですけど、それ以外の視点というのは考えられないんでしょうか。

吉村生活安全課長 今回基本施策の10で防犯・交通対策というふうに入っておりますけども、今回の協議の中ではここに入っておりますけども、今後どの施策に入ってくるかというのは、今後の計画の見直しのときに変わってくるのではないかと思います。

大井淳一郎委員 山田副分科会長の言われたこともごもつともで、今後は利活用は必ずしも防犯、ここで言う利活用というのは利活用が進んで空家がなくなれば、防犯・交通安全につながるというだけのことで、それはそのほかもやっていただきたいと思うんですけども、私も前からつながっていないんじゃないかということは再々言いましたけども、部長答弁も含めてある程度納得したんで、ここは変えるという意見は言わないですけど、先ほどの話に戻しますと、助言ですね。その前に空家の実態調査の結果ってまだ出ていないんですか、いつ出ますか。

吉村生活安全課長 まだ出ておりません。12月20日に第2回の空家対策協議会をするんですけども、その前の週、15日までには出てくるという形で話をしています。

大井淳一郎委員 12月15日、間に合いますね。それはさておき、視点を変えましょう。助言を行うために、所有者又は管理者の特定ということで、実は私の手元にある表によると、相続人調査中というのは恐らく所有者不明ということなんですかね。何が言いたいかというと、空家を何とかしてほしいという相談があつて、所有者が分かりません。これじゃ解決

したことになっていないんじゃないですか。助言率100%ということもどうかなということがあるんですよね。何をもって助言というんですか。話を聞いたら助言なんですか。そこにも食い付かないといけなくなっちゃうんですけどね。いかがでしょうか。

吉村生活安全課長 所有者不明ということになりますと、現時点では空家対策計画の中で特定空家の認定の基準ができておりませんので、特定空家まではいっておりませんが、今後特定空家の基準ができた場合、所有者不明ということで、問題が起きる場合であれば最終的には所有者不明であれば略式代執行にいく流れになるのではないかと。するしないは別にしても不明の場合は特措法にのっとった処理を行っていくことになると思います。

大井淳一郎委員 不明の場合の手続を聞いているんじゃないかと、何をもって助言ということなんですか。話を聞いて、助言でしょ。だから相談した相手にとって、何らかの解決策を示すということでしょう。相続人が分からないという段階で助言になっているんですかね。何らかの解決策が出てこないかと助言とまではいかないんじゃないですかね。話を聞いたことをもって助言と、原課は考えておられるんでしょうか。

吉村生活安全課長 まず現段階では空家の問題が起きましたということで、生活安全課に相談があると思います。相談があった場合、その段階では市で調査いたしますというふうになりますので、それで分からなければ分からないで対応する策というのは今後の策になるので、相談していただいた方にとっては、役所に相談できたということで、一つは気持ち的には落ち着いているのかな。放っておくわけではないので、それについては対応していくという問題になると思います。

大井淳一郎委員 結局未解決の進み方で相続人調査中、相手が決まった。それに基づいて助言や指導という形に、相談相手も含めてかもしれない。それから勧告、命令、公表、代執行ということなんですが、相続人が調査中の段階では助言もできないんじゃないですかね。この助言、指導っていうのはあくまでも所有者のことを言っているんですか。

吉村生活安全課長 所有者に対してのことを言っております。

矢田松夫委員 何のために、助言を行うためにやられるんですか、解決するためにされるんですか、最終目標は。資料1を頂いたんですけど、最後は解決でしょ。最後は解決だから解決するための現地調査をするんじゃないの。市民が求めているのは最後は解決でしょ。違うんですかね。

吉村生活安全課長 もちろん最終的には解決させるということが目標になります。

矢田松夫委員 ですから、最終的には解決率というんかね、助言をした後、どうなったのが解決率じゃないんですか。行き着くところが最後の解決率じゃないんですかね。助言は途中の段階でしょ。

吉村生活安全課長 今回の基準で28年度で現状値として100%、33年度を目標にしてということなので、先ほども言いましたように年度年度で解決率というのは変わってくるものなので、それを目標値とするよりは助言率のほうが目標値とするにはふさわしいのではなからうかということで今回生活安全課では助言率100%で数値として挙げております。

矢田松夫委員 もう一度言いますが、空家等の被害を受けている隣接者、自治会長は何を求めているんですかね。助言だけですか。最終的には解決してほしいというのがあるんじゃないですか。そこに行き着くことは解決率で表すんじゃないですか。

吉村生活安全課長 もちろん言われましたように最終的には全て解決するというのがふさわしいものだと思いますけれども、解決するに当たってもすぐできるものとできないものがあるということを考えますと、助言率という形で今回は挙げています。

大井淳一朗委員 別の委員会でいじめをゼロにしていこうということで、率を下げているというやり取りがあったんですが、数値目標うんぬんの議論は置いておいて、結局事業によっては単年度でぷつぷつと切れるものではない、継続的なものだと思うんですよね。空家の解決にしても今は半分だけ、だんだんゼロに持っていく、完全にゼロというのは難しいとは思いますが、そういった姿勢を示すべき。助言率100%す

ごいでしょじゃないんですよ。別に100%解決してなくても、行政が努力をしていく、それに向けて努力をしていくという姿勢を示す意味でも、今矢田委員が言われるように本人が求めているのは、解決なんだからそれに即した指標である解決率がいいんじゃないのという、ごくごくシンプルな疑問をぶつけてきているんじゃないですかね。なぜ助言率にこだわるんですか。何か国の指針でもあるんですか。ほかの総合計画を見たら、みんな空家件数。解決率は確かにそんなになかったかもしれない、見た限り。他市の総合計画で助言率を指標にしているところありますか。もちろんその前段も含めてです。

山田伸幸副分科会長 私も実は空家の被害の相談があつて、困っているところなんです。どういうものかという、家そのものではなくて家に付随している植木ですね。これが近所に張り出して非常に困っていると。当人が今入所しておられるんですけど、入所の施設に行つて相談しようとする、弁護士を間に立てて、成年後見制度を施設が主張してにっちもさっちも行かなくなるんですね。そうすると地域の人は皆困っているんですよ。花が落ちてくる、木の実が落ちてくる、葉っぱが散ってくる。何とかしてくださいよ、自治会長さんと言われても成年後見人が決まっていなくて、これ以上進められませんって施設から言われたらそれで終わるんですよ。解決でも何でもありませんよ。そういった面も含めて、大井委員が言われたようにきちんと最後まで相談に乗り切るということが市としてそういう姿勢が欲しいなというふうに思うと、是非解決まで責任を持っていただきたいなというのは思うんですけど、あくまでも諦めなさいという助言になるのか、そうやってしまいますよ。それでいいんでしょうかね、市の姿勢として。

吉村生活安全課長 確かに解決するのが一番だと思います。ただ根本的にあるのは、空家の第一義的な責任を負うのは所有者です。ということがあるので、どうしても所有者にお願いすることになると思います。今の段階で何が一番いいのかというのを考えた上で、生活安全課としては解決率よりも助言率の値のほうが目標値とするにはふさわしいと考えましたので、今回はしておりますので、いろんな数値があるとは思いますが、この基本計画の中では100%を目指して助言をしていくというのを目標にしております。

杉本保喜委員 100歩譲ったとして助言率にした場合、アクションプランというのが、基本計画があって、その具体策というものを打ち出すと思うんですね。そこには今我々が言うような解決率とかそういうものがそこに入っていくという想定があるのかどうか、お尋ねします。

吉村生活安全課長 今策定中なんですけども、空家対策計画の中では助言率ではなくて、違う数値を目標値として定めるように考えております。ただまだ協議段階でございますので、どういう値になるかは分かりませんが、その中では違う数値を目標値として空家に対応していくというふうに考えております。

大井淳一郎委員 確認ですが、12月15日の時点で空家の実態調査に基づく数が出てくるということによろしいですね。

城戸市民生活部長 空家の実態調査につきましては、委託して出させていただいておりますけども、先ほど言いましたように今度20日に第2回目の対策協議会がありますので、そこで一旦中間報告という形で、今調査している限りの数を報告していただくようお願いしております。ただ確認していく中で外見調査ですので、実は空家と思っていても、そのあと管理者あるいは所有者の方からここは空家じゃないですよとか、そういった申出もいただいておりますので、最終的に今回の調査で確定するのはまだまだもう少し先かなと、今年度一杯ぐらい掛かるんじゃないかなというふうには考えております。それから今度は所有者、管理者に対して意向調査等もしていくということで。先ほどから率につきましては、確かに解決率というのが一番分かりやすいと思いますけども、実際のところ現状値として挙げようにも数が分かっているのが今の統計調査の四千数百棟ということで、それとは恐らくかけ離れた数字が出てくるんじゃないかなというふうには思っていますので、ちょっと今数値として挙げるとすれば、現状値しか挙げられないというのが一つあります。空家数ですから表現とすれば減少していくという方向の目標を当然立てたいんですけど、今後想定としては空家が増えていくだろうというふうな想定もしておりますので、先ほど課長が申しておりますように空家等の対策計画を立てていきますので、その中では目標というよりも必ず実数として出てきて、その中で管理されている空家も含めてですけど、特定空家という直ちに解決しなければ危険な家屋が何棟あるとか、その辺の数

字が出てきますので、そういった家屋をまずどうやって減らしていくかとか、そういった計画も含めて目標というのが当然定められてくるというふうに考えておりますので、なかなか現時点で減少率であるとか、解決率というのを明確に挙げるのが難しい面もあるというのは御理解いただければというふうには思います。相談ですけれども、基本的には被害を受けておられる方と所有者の方、両方からの相談がございます。まず所有者、管理者の方に対しては適正な管理をしていただくように、例えば相続ができていないということであれば相続の方法についても助言をさせていただきますし、売りたいとか貸したいということであれば、今からそういった業者とも提携をしていきますので、そういったところを御紹介したりとかそういった助言もございますし、被害を受けておられる方から相談を受けた場合は、その方に対する助言、指導ということではなくて、先ほどから課長が何度も申しておりますけれども、まず所有者、管理者を突き止めて、それから適正な管理をしていただきたいという助言なり指導というのも当然入ってまいります。最終的には解決に導いていくわけですけれども、やはり相当期間掛かる場合もありますし、今度の特措法の中で指導、助言ができなければ勧告、命令というふうに進んでいくわけですので、そういった中で数字は出てきますけれども、今はそこにならないように所有者の方に対して助言、指導していくという率を100%持っていきたいというふうな思いで挙げておりますので、決してやる気がないというわけではございません。

吉永美子分科会長　ほかにございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ないので、次の基本施策11、消費者の保護と意識啓発、この中で先ほど申し上げましたとおり、消費生活相談の助言率ではなくて、解決率とすべきではないかという分科会の意見のまとめでございます。資料2ですね。執行部から御説明お願いいたします。

吉村生活安全課長　41ページ、消費生活相談体制の充実の評価指標を助言率100%とした理由として、資料2を御覧ください。消費生活センターでは、消費者の保護と自立の支援を柱として相談業務を行っております。消費生活に関するトラブルは、ネット社会の進展等で、ますます複雑、多様化し、解決にはかなり高度な法律知識や専門知識が不可欠になっています。しかし、消費者は事業者に比べて情報や専門知識、交渉力が不十分な場合が多いため、消費生活センターでは消費者と事業者との間に

生じた商品やサービスに関する苦情などについて、相談者に適切に助言を行い、公正な立場で相談を行っています。消費生活センターの相談を受けるときの体制を図に表しております。消費生活センターに寄せられた相談については、まず相談の内容と相談者が望んでいることを聞き取ります。業者と消費者の間の中立的な公正な立場でもって、最善な方法を見付けるということを考えております。そして助言をするんですけども、相談者に助言するパターンとして大きく分けて3通りありまして、一つ目は相談者が自ら解決できるよう、対処方法をアドバイスして自主交渉を支援すると、二つ目は業者との間に入り交渉を行うと、相談者が高齢者や判断能力が低下して交渉力が劣る方については、事業者と事実確認をした上で交渉を代わりに行うということ、三つ目は相談者が被害の未然防止や適切な相談機関の情報を提供することで次に被害に遭わないような助言をします。そのような大きく分けて三つの方法によって、相談結果を解決、被害回復、交渉不調、連絡不能等の関係を行いながら、相談助言を100%にもっていくという事務をしております。消費生活相談の助言率を100%とした理由については、職員の資質の向上に努め、複雑多岐にわたる消費相談に対して適切な助言を100%行うことを評価指標としており、助言については同様のトラブルに遭わないためのアドバイス等、相談者に適切な助言を行います。また、相談業務は、消費者が適切な判断を行うための消費者教育も担っており、安全で安心な消費生活を送るための支援につながっております。解決率、交渉率（あっせん率）を評価指標の目標値にしなかった理由としましては、相談内容は被害に遭った場合と、被害に遭っていないがその対策の問合せがある場合、情報提供等があります。年度によっては相談内容の件数が異なりまして、被害に遭っていないがその対策の問合せがある場合や情報提供のある場合においては、必ずしもそれが解決することが目的ではないため、目標値に解決率を設定することは適切でないと考えて今回、解決率とはしておりません。事業者との交渉については、高齢者や判断能力の低下した相談者、契約内容が複雑な場合等の際に行いますが、このような相談がなくなることが望ましいことであり、この交渉率を目標値に設定することはそぐわないと考えて、今回は定めておりません。以上のことから、消費相談に対して適切な助言を100%に行うことが評価指標としては一番良いのではないかと考えまして、生活安全課では消費生活相談の助言率を100%といたしました。

吉永美子分科会長 改めて執行部から説明がございましたが、本日受けた説明で委員の皆様から御質疑はございませんか。

大井淳一郎委員 先ほどの空家との違いを挙げるならば、消費生活の場合は、まだ実害が存在していない場合の相談もあり得るということなんだと思うんですよね。そうした相談って実際にあると思うんですが、どれぐらいの割合であるものなんでしょうか。

亀崎生活安全課課長補佐 情報提供及び実際に被害がまだ及んでいない場合という件数を把握はしておりませんが、あっせん、交渉とか助言とかいう件数はつかんではいるんですけれども、この助言の中の何割か、正確な数字を把握はしておりません。

大井淳一郎委員 消費生活相談は空家と違って、形の見えないものもありますので、解決という言葉がなじまないという説明は一定の理解はできます。交渉率も難しいという説明は私も読んでいて分かるんですが、助言率というのがね、どうも引っ掛かるというのがあって、相談件数というのが一つの指標にできるのではないかと思うんですが、先ほどから相談が多ければいいというわけじゃないと言われるんだけれど、ほかの施策でも相談件数を挙げているのが幾つかあるんですよね。そこでも言われていましたよ、その担当は。別に相談件数が多ければいいとは思わないって。でもほかに適当なのがないからこれを挙げたというような言い方だったんですけど、この場合繰り返しになるのかもしれないけど、相談件数ということも考えられなかったんでしょうか。

吉村生活安全課長 確かに先ほどから言われておりますようにほかの指標は考えなかったのかということに対して相談件数もあったとは思いますが、相談件数がやはり目標とするときに、上下多くなったり少なくなったりするというのはどうかなということを考えてまして、今回相談件数はこの指標には選ばなかったと。それよりも分かりやすい助言率100%で対応するんだという気持ちがありますので、そちらを数値として挙げさせていただきます。

山田伸幸副分科会長 助言というのは、ある意味逃げで助言する場合もあるんですよね。そういうふうに言われたけど、相談した人は宙に浮いたまま

結局相談に行っても何も変わることはなかったという例があるんですよ。だけど、そちらのほうとしては実績として挙がるわけですよ。助言をしたということですね。だから問題はやはり消費者がどういう思いでその次に進めるか、解決に至ったのかそれとも市が間に入ったりして解決に向かっていったのか、そのためにはやはり助言で終わってもらっては困るなというのが率直な感想なんです。だからそういったものを指標に挙げていただくと、宙に浮いたまま放っておかれた市民の思いというのは救われないというふうに思うんですけどね。そちらのほうは実績として総合計画の指標としてプラスにカウントされるというのはちょっと納得いかないんですけどね。

吉村生活安全課長 来られた方に助言をするというのもこの中にも書いておりますけども、助言まで至らないものもありますので、そういうものを含んで、ただ受けるだけで相談件数というのではなくて、お話を聞いて必ず何らかの答えをします。本当に困っている方の相談もありますし、言い方あれかもしれませんが自己中心的な方の相談もあります。どう考えてもおかしいようなものでも、一応それは違いますねというような形で帰すようにしていますので、納得されとかいうのも御本人の質問内容がいろいろございますので、それを数値にするのは難しいかなと。相談だけで帰すわけではなくて、必ず何かしらのアドバイスをして帰すということを考えておりますので、この助言という方法で数値に挙げているというふうに考えております。

矢田松夫委員 亀崎さんは消費生活センターの相談員の資格を持っているんですよ。

亀崎生活安全課課長補佐 保有はしておりません。

矢田松夫委員 吉村課長のところで相談員の資格を持っている方は、任期付きの方だけですかね。

吉村生活安全課長 任期付きの者が一人おります。

矢田松夫委員 その人に聞いたら一番よく分かるんですが、結局チラシを渡す、パンフレットを渡すのが助言なんですよ。しかしその人が一番喜ぶの

は解決することじゃないんですかね。相談された方が。違うんです。

亀崎生活安全課課長補佐 相談員ではありませんが、相談員の勉強を職員もしておりますので。もちろん相談者の方は解決を望んでこちらの消費生活センターに相談をされるわけですから、消費生活センターで受けたものについて助言とはありますけれども、ただチラシを渡して終わりでは決してありません。詳しいいきさつなどを確認いたしまして、分かる範囲で例えばホームページに挙げている会社の規約なども分かれば全て確認しまして、ほかの同様な案件がないかどうか確認をして、その上で解決に至るにはこういったことをしたらいいのではないかというようなことで助言をしております。消費生活センターに御相談される場合は、電話で相談される場合が69%と大変多いです。ですからこの69%の方につきましても、契約書などこちらで直接確認することはできませんので、その際はこういったことでということで、約款とかあるようなものであれば、契約書の名称を聞きましてそれからインターネットなどで調べて、助言をしております。助言と一言で言いましても業者に直接問合せをすることもあります。これは一体どうなっているだろうかということで、助言とは言いますが、交渉との違いは相談者の方のどうしたいかを聞いて、業者の方のどうしたいのかを聞いて、その上で解決に向けて、センターが入ることを交渉、あっせんと言いますので、それ以外のことについては助言ということで捉えさせていただきます。

吉村生活安全課長 相談員の資格を持っていたとしても、相談員は法律家ではないので、法律的な案件については法律家が行うべきものでありますので、そこまでは介入できないということで、どうしても助言という方法が一番ベストであるというふうに考えております。

矢田松夫委員 助言であればその相談者の救済にはならんでしょ。心を豊かにするぐらいで気休めというんかね。悪く言えば気休めでしょ。私も人権擁護委員をしていたときは法テラスの番号を言って、ここに電話しなさい、それで終わっていたんですよ。そんなもんじゃないんですかね。やっぱり最後まで本人が一番喜ぶところまでいく、この解決が最後に行き着くところじゃないんですかね。

吉村生活安全課長 確かに解決まで行くのがベストだと思っております。ただ

消費生活センターでの目的は一番上にも書いてありますように消費者の保護と自立の支援と、御自身ができることは御自身がやる、高齢者の方がいらっしゃる場合にはその間に入って、何らかの手立てをするんですけども、基本的には消費者問題も消費者と事業者の間で、事業者のほうが強い立場にあって、消費者が弱い立場にあると、これを事業者と同じ立場に行って、対等に交渉ができるようにするというのが消費生活センターの役割でございます。そうなるとうとうとでも解決というのが手取り足取りやるということになると、やっぱり委任事項を受けられるものが委任を受けて、その代わりにしてあげるとというのが一番いいことになると思うんですけども、本人でできる例えばクーリングオフ制度を教えるとか、それについてはこちらからはがきでこの日までに出さないといけないですよとか、8日間までなのでその8日までに間に合うようだったら行ってでも教えるというようなことはしておりますので、助言と言いつながらやっている内容についてはそういう手助けするというようなこともやっていますので、本当は話しておしまいというようなことはこの助言の中にはないというふうに考えております。

亀崎生活安全課課長補佐 消費生活センターで受けた相談は、全て消費者庁に全部どういった内容なのかを報告しております。その際消費者から相談があった場合は、詳しく聞きます。まずどういったことが原因でトラブルになったのかということ聞き取って、事実を明らかにした上で、もし事業者で例えばきちんと説明をしていなかったとか、そういった問題があればそういったことを御本人さんから直接事業者の方に言われるのであればそういった点を問題にされて、交渉されてはどうかということで、御相談者の方に助言をしております。

吉永美子分科会長 ほかにございますか。それでは基本施策11、消費者の保護と意識啓発についての質疑は閉じたいと思います。では次につきましては、施策14に入りたいと思っています。基本施策14、自然環境の保全というところに入ってまいりますけれども、入る前に先日この総合計画審査特別委員会の民生福祉分科会の中で深井次長より答弁がありました中で、個人的な意見ということで、動物愛護に関して意見がございました。このことについては担当の分科会として遺憾に思うところがございますので、この点についてはきちんと本人から釈明を受けておきたいと思っています。

深井市民生活部次長 先般、この場におきまして猫の去勢・避妊手術に関しまして、私個人の考えを申し上げてしまいました。あの考えは私が猫の去勢・避妊手術について勉強する中で抱くようになった考えでございまして、個人の考えが言える機会があれば申し上げたいと常々思っていたところでございます。しかしあのときがその場であったかという点におきましては、それは違うということで、後になって思いまして、軽率だったと反省をしている次第でございます。今後答弁につきましては十分に慎重を期してまいりたいと思っておる次第でございます。委員の皆様には大変御迷惑をお掛けいたしまして申し訳ございませんでした。また先日、吉永分科会長さんが動物愛護推進員さんと話をする機会を設けてくださいました。そのときに推進員さんから直接の言葉ではありませんけれども、考え直すことを促されたというふうに受け止めておるところでございます。私自身勉強不足のところがあるのではないかと思いますので、これについて再度勉強いたしまして、もっと深く考えてみたいと思っております。

吉永美子分科会長 生活安全課の方のみ、退出ください。お疲れ様です。

(執行部退室)

吉永美子分科会長 それでは基本施策14の中で51ページですね、環境展の参加者数につきましてのカウントについてですが、分科会として疑義を感じたところがございまして、参加者数の取扱いについてどういうふうにカウントしていかれるのか再度御説明をお願いします。

深井市民生活部次長 前回の説明の中では、この人数は環境展当日の来場者数及び緑のカーテンや環境ポスターの作成に関わった人数と申し上げましたけれども、勘違いでございまして、環境展当日の来場者の人数でございます。緑のカーテンやポスター作成に関わった人数は含まれておりません。

吉永美子分科会長 そうするとこれはあのときの説明とは違うということで、純粋に来場者数ということですね。そうしますと平成29年の開催については大きな部屋じゃなかったんですけど、カウントができますか。

深井市民生活部次長 この環境展の中で屋内と屋外と会場を二つ分けておったんですけれども、屋内でクイズラリーを実施しております。これについてはクイズの解答用紙が残りますので、正確にカウントはできると思っておりますけれども、もう一つ屋外で人力発電の体験、それと風船釣りを実施しております。風船釣りにつきましては1回50円という有料で行いまして、この収益金については地球環境基金というところに全額寄附をするものでございますが、その金額等合わせまして大体600人というふうに思っております。

吉永美子分科会長 先日の分科会での報告だと平成29年は大体550人というふうに報告ございましたが、間違いございませんね。

深井市民生活部次長 550人です。

吉永美子分科会長 担当課としては最低でも600人は維持していきたいというところで前期目標値は600人ということになっているということでございます。このことを受けまして先日と説明が全く違ったので、担当分科会としても悩むところですが、最低でも維持したい、600人というところでこの点については皆様再度よろしいでしょうか。

山田伸幸副分科会長 そもそも環境展そのものがまだまだ認知されていないんじゃないかなという思いを持っているんですけど、その点は十分市民の中に浸透した上でこの人数だというふうに考えておられるのでしょうか。

深井市民生活部次長 今委員さんがおっしゃいましたようにこの環境展というものはまだまだ市民への周知というのは不十分なところもあろうと思います。認知度を上げるということも含めまして、上げながら600人という数字は最低でもクリアしていきたいというふうに考えております。

吉永美子分科会長 ほかに委員の皆さんからございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ないので、基本施策15、循環型社会の形成の中で温室効果ガス排出量、ここが先日の執行部からの説明ですと、対象施設として指定管理をされた施設は外していくというお話がございました。この点について市の行う率先実行計画、ここは市が行っているところでやっ

て、指定管理のところはまた違うということでしょうが、このことについて外して温室効果ガスの排出量の削減にはちゃんと取り組んでいるのかという点は、もう1回きちんと説明していただきたいと思いますが、いかがですか。

深井市民生活部次長 この説明につきましても申し訳ございません、訂正させていただきたいと思います。この数値につきましては、指定管理者施設は全て含まれております。外しておりますのはオートレース場のみでございます。オートレース場につきましては率先実行計画を策定するに当たりまして、国が示しましたガイドラインに沿って策定していますが、その中に「指定管理者制度施設を除き、外部に委託する事務事業は対象外とする」とあります。オートレース場は指定管理ではなく包括的民間委託ですのでこれに該当すると判断しましたので外しました。

なお、オートレース場は、資源エネルギー庁に定期的に報告する事項があり、その中に温室効果ガス排出抑制に関する項目もあります。オートレース場においても温室効果ガス排出抑制の取組は行われています。

吉永美子分科会長 そうなりますとこの第3次山陽小野田市率先実行計画の2ページ、「なお公営競技事務所及び一部の指定管理施設は対象範囲に含まれません」という、ここをきちんと説明してください。

縄田環境課環境保全係長 こちらに「公営競技事務所及び一部指定管理施設は対象範囲に含まれません」と書いてありますが、今3次なんです、2次のときから全て指定管理施設は含まれておりまして、今後もし新たな指定管理が出た場合に、対象になる場合に備えて、一応この一文を入れているということになっておりますので、今現在で言うと、指定管理施設は全て温室効果ガスのほうに含まれております。

吉永美子分科会長 説明が分かりませんでした。だから本年3月に策定をした第3次の実行計画の中に「公営競技事務所及び一部の指定管理施設は対象範囲に含まれません」と書いてあるんですよ。以前の第1次とかの実行計画じゃありませんよ。第3次ですよ。だから先ほどの答弁と違って聞こえるから申し上げているんです。

深井市民生活部次長 この文言につきましては、先ほど縄田係長が申しました

ように2次ではこういうふうに挙がっておったものでございますが、3次の計画の時点では、指定管理施設で外しているものはございませんので、この「及び一部の指定管理施設」という文言はここでは外すべきだったというふうに考えます。

吉永美子分科会長 どういうことですか。じゃあ、山陽小野田市率先実行計画の明記した分が間違っているということですか。

深井市民生活部次長 先ほど申しました国の示したガイドライン、この中には指定管理施設も全部含むというふうになっておりますので繰り返しになりますけれども、ここの「及び一部の指定管理施設」という言葉は外すべきであったということになります。

吉永美子分科会長 だからそうすると、この実行計画が間違っていてこの策定した部署としては外すということですね。

深井市民生活部次長 そういうことです。

吉永美子分科会長 いいですか。外すという言葉だけでよろしかったですか。

大井淳一郎委員 なお書きなんですけど、実行計画の2ページですね。「なお、公営競技事務所及び一部の指定管理施設は対象範囲に含まれません」、ここが誤りだということなんですけど、公営競技事務所は含まれませんになるということですね。公営事業は外すってことだから、そういう修正ということで確認したいんですけど。

吉永美子分科会長 ここは最初から載っています、除くと。だから率先実行計画のその分を抹消するんでしょ。削除するんですね。担当としてはそういう考えだということですね。こちらが違うということですね、要は。ここではっきりしたいのは率先実行計画の言葉が間違っているということですね。じゃあ、担当分科会として議論してきた部分っていうのは解決されることにはなりますがよろしいですね。それでは、城戸部長以下、市民生活部の皆さんは退室していただいて結構です。

(執行部退室)

吉永美子分科会長　それでは、次の基本施策4、地域福祉の推進というところで分科会としてまとまっておりますのが、現状と課題にも挙がっておりますけど「民生委員・児童委員の人材確保に努めていく必要があります」とありますが、そういうためにはやっぱり処遇改善に努めると、その文言が必要ではないか、どこかに入れるべきではないかという意見が出ております。そのことについて、まず執行部のお考えをお聞かせいただきたいと存じます。

岩本健康福祉部長　ただいま御指摘の件、民生・児童委員の人材確保に絡めての処遇改善ということの御指摘でございます。これにつきましては、本来、民生・児童委員は非常勤の国家公務員でございます。それについての処遇については国が決定すべき事項であるというふうに思いますので、先般の分科会で現行制度について若干の所感を述べましたけれども、あくまでも国が措置すべき事項であり、市がここに課題として挙げるのは適切ではないのではないかなと考えているところでございます。市ができることと言いますと実際に何も今のところないというのが現状でございますので、そういうところも踏まえましてこの中で整理するのはふさわしくないのではないかなというふうに考えているところでございます。

矢田松夫委員　じゃあ部長に聞きますが何で欠員があるんですか。充足しているんですかね、定員は。

岩本健康福祉部長　現状、定員158名に対して欠員が6名という状況です。これは本市の地域福祉を考える中で一番大きな課題となっております。

矢田松夫委員　部長にもう一回聞きますが、なぜ6名の欠員があるんですか。

岩本健康福祉部長　それぞれ地域の実情があろうかと思いますが、そこに担うだけの負担が出てまいりますので、そこに責任を負えるだけの意識を持っていただける、また時間的にも余裕がある、そういう方がなかなかいらっしゃらないというのが実情だというふうに思っております。それについては、市といたしましてはなかなか適切な人材を探す能力がありませんので、自治会長さんなり地域のリーダーシップを発揮される方に紹介をお願いする中で一人一人当たりながら折衝しているわけです。

けど、実際なかなか担っていただけないというのが現実として6名という数字で上がってきているということでございます。

矢田松夫委員 どうしてなり手が無いんですか。

岩本健康福祉部長 先ほど申しましたけども、民生・児童委員っていうのは非常に責任が重たくて、その活動に当たっては非常にたくさんの労力と時間を要するという、それを担っていただける方がなかなかいらっしゃらないと。市は誠意を持ってお願いをするわけでございますけれども、なかなかそれだけでは担っていただけないというのは現実だというふうに思っております。

矢田松夫委員 労力と時間がないというのが欠員の大きな理由ですか。

岩本健康福祉部長 そうですね。今申しましたとおり、責任とその労力を担えるだけの人材がなかなか地域にいらっしゃらないということだろうと思います。

杉本保喜委員 現状と課題の中の3番目に民生委員、児童委員の人材確保に努めていく必要がありますとうたっているわけです。それをうたっている以上は何らかの行政としてのアクションがあってもいいと思うんですけどね。今、言われるように正にその現状はよく私も理解しておるんですけど、とはいえそれはそのあなたの地域で頑張りなさいというだけで済むのかどうかっていうことなんですよね。だからやはり行政として具体的にこの必要があると言った以上は、行政の立場として具体的なアクションを起こしますよっていうものがアクションプランの中にないといけないと思うんですよね。その辺りはどのように考えているかっていうのが我々の一番大きな疑問なんですよね。

岩本健康福祉部長 おっしゃる意味は分かりますけれども、先ほどから繰り返しになりますけれども、そこはやはり国が措置すべき事項であるというふうに考えておりますので、これはあくまでも総合計画ということで非常に市の骨となる部分でございますので、そこに何か市として大きな施策があるかといいますとそうではない事項でございます。この総合計画の下に今度は地域福祉計画の策定をしております。その中身についてま

だまだ素案の段階ですけども、その中でもこの課題についてはまた再整理させていただくようになろうと思っております。処遇改善をどう扱うかについてはまたその中で協議させていただきたいと思っております。

山田伸幸委員 私も前回その点で非常に苦勞して民生委員を推薦した経緯があります。その後も更新されておられるんですが、そのとき福祉員さんの協力なしにはやっていけないというふうに言われました。ということは、福祉員に対して民生委員との連携ってというのが図られればもっともっと担っていただける方も出てくるんじゃないかなと思うわけですよ。実際私どもの自治会では一緒に活動しておられます。ただ、責任の重さは違います。しかし、自治会としても手当もきちんと払って福祉員、民生委員をそれぞれ自治会の役員としても登録をして役員手当も支給しながらやっていただいておりますという努力をしておるんですよ、私たちは。本当になり手がいないっていうか、そういった努力を認めていただきたいですよ。今の話だと国のものだけであとは私たちは知りませんよみたいなことを言われると、自治会としての努力は何だったんだろうかなっていうふうに思うわけですよ。そういう側面からの支援っていうのもあってもいいんじゃないでしょうか。

岩本健康福祉部長 まずは民生・児童委員さんの働きやすい処遇改善っていう意味がまだ曖昧なところはありますけれども、その働きやすい環境をつくるということは今後市としても課題であり、御指摘のありました福祉員との連携とか地域のいろんな団体、機関との連携がうまくいくように努力はしていきたいというふうに思っております。

杉本保喜委員 以前も私がここで紹介したと思うんですけど、広島市は福祉員手当を出しているんですよ。それはなぜ出しているかっていうと福祉員が日頃は民生委員とタイアップして動いているので、将来は福祉員が民生委員になってくれるというような環境づくりをやっているわけですよ。そうすると、後任者が常に目の前にいるという環境の中で非常に働きやすい状況が生まれるわけですよ。市町によってはそういう努力をしているということも是非、先進地を見られて私たちのこの市としてただ言うのではなくて行政としてやれるものは何かっていうのはそういうところもあると思うんですよ。現にやっている市町があるのであれば、今うちの市の場合には社協から福祉員手当ではないけれど、福祉員

の活動を見て各地区の社協に補助金を出していますよね。出しているんですよ。それは、各校区の社協の活動費として使われているんですよ。例えば、広島市の場合には個人に手当として与えているわけですね。そうするとやはり手当をもらえば、それなりに動かなきゃいけないという自覚が自然に生まれてくるわけです。今山田副分科会長が言われたように、そのことが大切だと思って自治会の中で自治会の手当を与えて一緒に動いてもらっている、そういう努力をしているところもあるんです。だから、行政としては後輩を見付けていくような環境づくりを地域でやることも大切だけど、全体としてやる環境づくりが必要だということを私たちは言っているわけですよ。その辺りはどうですかね。

岩本健康福祉部長 今全国でも先進例をお示しいただきましたけども、当然方向性としてはそういうこともあっていだろうと思っけていますけども、ただこの総合計画の中にそこを載せるという段階には本市はそこまでないと、熟度というところで議論も尽くされておられませんので。確かに全体として制度的にそういう問題があるというのは都市部を中心に成りますし、本件は残念ながら本市が大きな欠員を抱えている状況がありますので認識はありますけれども、だからといって総合計画の中に位置付けるというところはまだ早いのではないかなと。引き続き欠員のほうは努力していきます。その中でゼロに近づけるように、今まで欠員がこの状況になっているのは本市も初めての経験でございますので、そういうところもしっかりと今後の見通しを持ってこれが続くようであればまた課題として位置付けて、更に力を入れて課題解決に取り組むという姿勢をもっていきたいというふうに思っております。

吉永美子分科会長 ほかにございますか。ないようですので、次の基本施策5ですね。ここ出てきておりますのが、(2)国民健康保険の充実とありますが、この国民健康保険料現年度分収納率、これが今の現状値の平成28年度より前期目標値が下がっていると、以上とはなっているけれどもこういうことを挙げるよりは保健師の訪問をしていただくというところでそこに評価指標を挙げるべきではないかと分科会の中で委員から出ているところでございますが、この国民健康保険料の現年度分収納率を評価指標として挙げた理由と保健師の訪問件数っていうのがこのところに入れることが妥当かどうか、またそういったところが別のところに入れることが仮に妥当でなければ他のところに入れることが考えられる

かどうか、その点も含めて答弁ください。

桶谷国保年金課長 まず、評価指標において国民健康保険料の現年度分を挙げた理由でございますが、国民健康保険の保険者といたしましては財政規律を堅持しながら、被保険者の実情に応じたきめ細やかな対応をしていくという大きな方針がございます。御案内のとおり国民健康保険につきましては、保険の最後のとりでという言い方もされている中で、やはり根幹をなす現年度分の保険料をきっちり収納していくというのが大きな柱になろうと思っております。そうした中で92%というこの数値でございますが、前回分科会で御説明させていただいたときは基準年度の平成28年度を含めて過去3か年の数値を御報告させていただいたところですが、改めまして平成21年度からの収納率も御報告をさせていただきたいと思っております。平成21年度が89.59%、平成22年度が90.3%、平成23年度が90.34%、平成24年度が89.86%、平成25年度が91.2%、平成26年度が91.21%、平成27年度が90.97%、そして基準年度であります平成28年度が92.41%という状況でございます。こうした過去からの現年度分の収納率の推移、それと前回も御説明をさせていただいたところではございますが、本市における一人当たりの国保の被保険者の所得状況が県内の中でも低い状況にあるということもございます。こうしたことを総合的に勘案した結果、現在そこに掲げております92.0%以上ということでございます。この「以上」の持っている意味合いでございますが、我々保険者といたしましては92%を下回らないという強い意思を持っているところでございます。毎年度92%以上をキープしていくということでございます。

吉永美子分科会長 答弁の途中ですけれども、17時を過ぎますので時間延長を宣言いたします。次をお願いします。

桶谷国保年金課長 それと、もう一点御質問をいただいております保健師との訪問の件数でございますが、確かにそういった視点での評価指標というのも大切と考えてはおりますが、保健師との訪問指導の件数はどちらかというと活動指標に近いという思いを持っております。評価指標といたしましては、現在の国民健康保険の現年度分をお願いしたいと思いません。

吉永美子分科会長 先ほどお聞きした、もしほかのところに入れるとかっていうことが妥当性があるかどうかということも含めて、今のこの国民健康保険の充実ってところに入れるってところだけではなくて、要は例えば健康づくりの推進とか健康福祉部が持っているところで保健師の訪問件数という部分を評価指標として挙げることはできることはないかどうかということも含めて。

岩佐健康増進課長 健康増進課で保健師は8名配置しておるところでございます。訪問を随時行っているところでございます。成人の関係でございます。27年度1,286回とか28年度1,116回とか統計的なものは取っておりますが、以前から山田副会長もはじめとして訪問に対しては大切だよと、行きなさいよと応援をいただいているところがございます。地道に一步ずつでも増やしておるところでございます。ただ、それはあくまでも活動の指標でございます。その先に健康づくり推進の中でありまして、それをすることによって健康寿命も延ばす、それをすることによってがん検診の受診率を伸ばすという方向を考えておりますので、活動の一つとして訪問回数というのはございますが、評価指標等に挙げるのはいかがなものかなということで今回はのけておるところでございます。

吉永美子分科会長 執行部からの説明が終わりましたが。

山田伸幸副分科会長 先ほど各年度における収納率を挙げられました。過去でいうと非常にまだ保険料が高い時分のことを言われていたと思います。今言われたように確かに山陽小野田市の国保世帯の所得は非常に低いという特徴があるという、これもよく存じているわけですが、ようやく保険料も下がってきて、市民としても払いやすくなってきたかなということで、努力もされておりますし、この間収納に当たっての注意なんかも私たちは随分提案してきました。保健師さんの同行とかそういった努力があって、ようやくここまで来たかなというふうに思っているんですが、92%を維持し続けるというのが指標というふうに言われると、なんか後ろ向きのように考えてしまうんですね。皆さんが努力されているというのはよく分かっています。ほんと非常に大変だと思います。それが指標としていいのかなという感想を持ちます。それと訪問について言わせていただきますと、これはもう直接介護にも通じるすばらしい活動

であって、その活動指標がなぜ総合計画の指標にならないのかなど、その意味合いが私には理解できません。もっと言えば全国で大変優れた活動をしておられる長野県なんか、10万人当たり訪問件数が非常に多くて、山陽小野田市はその半分程度なんですね。これを上昇させていくという方向を持つということが、医療と介護の費用負担の軽減にもつながるといえるのははっきりとデータとしても出ておりますので、これは是非どこかで盛り込んでいただきたいなど。活動指標を見事にそういった方向に反映するという事は実証済みですので、それをただ単に活動の指標だからって切り捨てるのはいかがなものかなというふうに思いますが。

岩佐健康増進課長 今副会長の言われましたとおり、今後活動の指標といえますか、訪問の件数等含めまして今一度その活動については既に私も提案しておりますので、入れるということはできないかと思っております。うちで入れることは不可能ですので。（「こちらのほうで修正」と呼ぶ者あり）

吉永美子分科会長 先ほど評価指標に入れるのはそぐわないというか、そういう言い方をされたと思うんですけど、そう考えられた理由を聞きたいと思っております。

岩佐健康増進課長 理由といたしましては、保健師の訪問については、私ども健康増進課の中で成人保健担当の者もおりますし、母子保健の担当の者もおります。また介護にも保健師がおりますので、それぞれが訪問に出ております。私どもで把握しておりますのは健康増進課の者の訪問の活動の件数は確かに把握しております。どのような方向でどの件数行ったというのは、把握はしております、保健事業の概要の中に私どもでも把握はしているところなんですけど、ほかの保健師についての訪問の回数、件数、どのようなものに行ったということは、誠に申し訳ございませんが、私のほうで把握しておりませんもので、全てが把握できているかということであればちょっと今ないものですから、それだけではここに挙げることはいかがなものかなという思いがあって、そのような発言をさせていただいたところでございます。

吉永美子分科会長 部長、ほかの課とかいうのは、ちゃんと把握しているんじゃないんですか、それぞれの課で。把握はしていないんでしょうか。

岩本健康福祉部長 現時点で正確なことが申し上げられないんですが、推測になってしまうので、そうであるというふうには思っておりますけども。

吉永美子分科会長 仮の話として今言われた介護の関係、子どもの関係とかそういうだったので、健康づくりの推進の中にそれを全て含めて保健師の訪問件数ということで評価指標が、健康寿命って一つしかないですよ、今のところ、基本施策6の中に。もう一つ全てを含めて保健師さんが訪問されているということを挙げるということは可能なんですか。それをそれぞれのところで分けていって、挙げるのは無理だと思いますので、ここで一括して挙げることは可能ですか。1回休憩します。

午後5時7分 休憩

午後5時13分 再開

吉永美子分科会長 休憩を閉じて、分科会を再開いたします。再度執行部から御説明をお願いします。

岩佐健康増進課長 保健師の訪問件数ですが、確かに大切な活動ですので、それを基にたくさん行った中で、最終的にそれを活動指標として、最終的に健康寿命を延ばす、がん検診の受診率を伸ばしていくという評価指標にさせていただければと思っています。訪問件数におきましては活動指標とさせていただきながら、その先にある健康寿命の延伸、がん検診の受診率の向上を評価指標とさせていただきたいと思います。

吉永美子分科会長 皆さんよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）今の件で御質疑はよろしいですね。これで分科会として、本日改めて執行部にお聞きしたい6点が終了いたしました。それでは執行部は退室されて結構です。お疲れ様でした。

（執行部退室）

吉永美子分科会長 それでは民生福祉分科会を継続いたします。今解決しましたのは施策14、施策15、施策5ですね。これは解決したと思います。

基本施策10については資料1で再度説明を受けましたが、皆さんの御意見はいかがですか。分科会としては解決率にすべきではないかというまとめをもって、本日改めて執行部から説明を受けました。これを受けて皆さんから御意見を伺いたいと思います。

大井淳一郎委員 執行部がこれを受けて丁寧な資料を作られたこととか、実際丁寧にされている日頃の活動に対しては僕は何も言うことはございません。一生懸命されていると思います。ただ、評価指標として助言率を挙げているということに対しては、今やり取りがありましたけれど、十分納得はできていません。評価指標ということは、あくまでも結果に着目したものでありますので、行動指標であります助言というのは、ここでは適切ではないと考えます。したがって、ここの指標の変更については少し検討していかなくてはいけない。分科会でも検討をお願いしたいと思っています。

吉永美子分科会長 検討をお願いしたいということですが、ほかの委員の皆さん、御意見いかがでしょうか。

矢田松夫委員 検討というより、解決率にするべきだ。その理由は、この基本計画は誰のためにあるのかということに主眼を置くと、やはり市民のためである。市民は何を考えているのかというのは助言よりは解決してほしいという切実な気持ちがありますので、この文言に修正するべきだと私は思います。

山田伸幸副分科会長 解決率以外にはないんですけど、問題はそういった解決率のデータそのものが存在しているかどうかということなんです。

大井淳一郎委員 先ほど言いましたが、私が一般質問をするために取り寄せるデータによりますと、条例対象案件ですけど、それが183あります。平成29年8月末、解決が93、未解決が90と出ていますので解決率を出すことはできます。年々によって変動する。つまり183も動くし、解決も未解決も動くので、だから解決率が常に変動するということを原課の課長はそこを指標にするのは好ましくないのではないかということを書いていました。私は皆さんと同様に、解決率ということと、若しくは概算という言い方をされていましたが、この15日前後に出る空家実

態調査に基づく空家の数、統計調査に基づく4,000ではなく、実態に即した概算が出ますので、この数を出していく。どっちかがいいのかなと思っております。もし修正するのであればですね。

吉永美子分科会長 解決率ということは出せなくはない。また15日ぐらいには大まかですけど、どのくらい空家があるということも出てくるということで、なおさら出されるのではないかとということですね。

松尾数則委員 私も総合計画に助言率という形で出すというのは、本当に恥ずかしい話のような気がしますし、大井委員がおっしゃった解決率。これは本当に解決した内容が何パーセントになっているんだろうね、間違いなく。

大井淳一郎委員 確かに松尾委員が言われるように、出された資料では183のうち93が解決している。だから解決率は五十何パーセントだというのは拙速な部分もあるので、最終的に解決率を出すには原課からデータを取り寄せた上で、数字は出さなくてはいけないと思っています。目標値につきましては僕らが勝手に考えるのもいけないので、その辺は調整が必要かと思っています。もし解決率にするのであればですね。

杉本保喜委員 空家の現状が15日に出ると言っているんだけど、言葉の中でどれが空家だということが確定していないようなものの言い方もあったんですよね。私が以前も言ったんですけど、例えば日向市はこれが空家ですよと5段階ぐらい分けて、そこを見て、これは何段階の空家ですよという指標を示しているんですよ。うちの場合、その指標がない中で、この15日に出てくる空家というものは非常にばらつきが出てくると思うんです。その中において、とやかく言えるのかなというのは非常に難しいと思うんですよ。だから、今大井委員が言われる、それも一つのやり方であろうけれども、だから、根本の基準というものを皆で一つ見付けていって、空家の在り方というのはこうなんだというものを出さないことには数字として出せないというふうに私は思うんです。

吉永美子分科会長 数字というのは解決率が出ないということですか。

杉本保喜委員 それにもつながってくるわけです。だから、それを解決といえ

るかどうかも、その辺がばらつきがあれば難しいと思うんですよ。

大井淳一郎委員 杉本委員のおっしゃるように、今度出てくる数字がどういうものかにもよるんですが、恐らく統計調査に準じた形で管理不全なもの、単に不在とかいう、ある程度分類したものが出てくるかもしれませんが、その数字を見てみないと分からないと思います。条例対象案件が183。これは恐らく管理不全な空家件数ですけど、12月15日前後に出てくる管理不全な空家は恐らくこれどころではないと思いますので、その辺りを部長がそちらを指標にするのが難しいと言われているのではないかと思います。12月15日前後に出てくるデータを見て、それをやる。あるいは解決率が私の手元にあるもので完結できるのかということも含めて、指標の定め方も考えていかななくてはいけないと思っています。いずれにしても助言率は今の時点では好ましくないという点では変わらないです。

吉永美子分科会長 大井委員としては、今考えられるとしたら解決率だということですね。評価指標に空家件数も入れるということですか。どちらかを選択するということですか。空家件数があって、それを減らしていくということですね、目標としては。空家件数か解決率ということはどうだろうかということですが、どこかでは決着をしないといけませんので皆さん。

山田伸幸副分科会長 15日に出ると言われるデータは、それは報告書ですよ。だから、それがこちら側に示されるのかどうか。それがそのまま出てくるとは思えないんですけど。市である程度修正を加えてから出されるような気がするんですけど、その点がちょっと時間的に掛かるんじゃないでしょうか。それが使えるかどうかという問題があると思うんですけど。

大井淳一郎委員 20日の協議会で報告されるのはその報告書レベルということで、正直言ってそこでははっきりしたものではないという部長の答弁だったと思うので、希望とすれば空家件数、解決率のいずれかということも思っているんですけど、出され方によっては別の方法も考えなくてはいけないのかなと思っています。

杉本保喜委員 指標を無理して出して、話がおかしいとか理解が得られないような指標であれば、むしろないほうが良いということも私はうなずけるんですよ。

山田伸幸副分科会長 しかし、先ほど市が一般質問の回答として、関連資料として出してきたわけでしょ。本会議場に出るということは公式な見解ということになりますので、そのデータはかなり信ぴょう性の高いものではないかなと思うんです。

大井淳一郎委員 私の手元にある資料は管理不全の空家の相談件数ということで、管理不全な空家が183件あるというわけではないですね。相談件数があくまでも183あり、そのうち93が解決、90が未解決という位置付けですので、15日前後に出される分の数と違っていても、それは当然だということです。そういうことに着目すれば解決率というのが、むしろ出しやすいのかと思います。

吉永美子分科会長 38ページの説明で解決率、相談件数といけばいいんじゃないですか。指標は空家等相談の解決率で、解決件数割るこれでいけばいいんじゃないですか。これで皆さんいかがでしょう。

松尾数則委員 助言件数という表示で評価指標を決めるというのは僕も面白くないのは事実ですけど、ただ大井委員がおっしゃったように、一般質問にも出てきた値、解決率ということになると、ここでいうような助言件数とはまた違うんじゃないか。その辺のところ、同じことを表現しているんじゃないかなという気がしなくもないけど、違いますか。

大井淳一郎委員 一概に私が言っていることが正確かどうか分かりませんが、空家等相談の助言率というのは183に対して183対応はした。解決している、していないは別にしてという意味だと思いますし、もしかしたらこういった問合せに対して答えたものも入れての助言率かもしれない。必ずしも合致していないと思われそうですけど。

松尾数則委員 私も今までいろいろ相談を受けたこともあるんですが、解決したという話をほとんど聞いたことがないので、大井委員がおっしゃった内容は基本的には相談に乗ったということで、いろんな助言をしました

よという答えじゃないかなという気がするんですが。

大井淳一郎委員 私も全て把握しているわけではないですが、解決の一形態とすれば、例えば樹木や雑草があふれ出ているものの解決は、恐らく刈り取った。それは所有者がやったものもありますし、公道にはみ出ている分は市が対応したかもしれないですね。建物損壊についても所有者が取り壊したというのは聞きます。取り壊して更地になっているとか、取り壊した資材だけは敷地にとどめているけど外には迷惑を掛けないようにしているとか、そういった形では解決というふうに見ていると思います。これは原課に確認しないと、私の言っていることが100%正しいというわけではないですが、そういうふうに認識しています。

吉永美子分科会長 どういたしますか。解決率ということで、指標が空家等相談等の解決率。説明は解決件数割る相談件数掛ける100。これでいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）これで分科会の意見としてはまとまったということでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）次の基本施策11でございます。これ改めて説明を受けましたがいかがですか。解決率にというお話がございました。

大井淳一郎委員 これは基本施策10とは違い、解決というのが何をもって解決かという、ちょっと難しい面がありまして、交渉を行った分と情報提供にとどまっている場合は、解決というか未然防止というところですから、これも解決といえれば解決なのかもしれませんが、ここの文章はさっきの空家よりはなんとなく分からないことはないんですよ。ですから解決率を出すのは難しいかなと思っているので、変えるのであれば単純に相談件数になってしまうのかなというのが私の考えではあります。

吉永美子分科会長 ただ、相談件数が多ければいいのかという問題ではないし。

大井淳一郎委員 そういう指摘はあります。

吉永美子分科会長 多くないほうがいいですよ。

大井淳一郎委員 空家と違って、解決率というのが出しにくいかなというのがあるので、少し困っている。変えればいいというものではないですから

ね。

矢田松夫委員 チラシ、パンフレットとか、つい言って、助言じゃなくてあっせんをしたと、例えば、ここここに来なさいよ、あそこに行きなさいよ、法テラスに行きなさいよ、こういうことがありますよ、だからあっせん件数にしたらどんなかね。助言なら何でもできるからね。つい電話でいいですよ、ああそうと言ったら、これも助言だから。

吉永美子分科会長 あっせんは13.4%と言われた。頂いた資料にありますように、下から4行目、5行目、②③の場合、被害に遭っておらず解決が目的ではないため、目標値に解決率を設定することは適切ではないと考えます。これ言われること私分かる気がするんですけど。ここについて助言率が認められないということであれば評価指標を消すか、若しくは助言率のままで今回は見送るかのどちらかだと思います。

大井淳一郎委員 空家は目的が空家等対策の推進と書いてありますので、その結果に基づくものでなくてはいけないと思っているのですが、それに対して、こちらの(2)は消費生活相談体制の充実ですから、これになると解決というものに着目した指標は出しにくいということであれば、生活相談体制の充実に照らした指標であれば、まだ空家に比べたら、こちらの助言率は余地はあるかと思います。ほかにもっといいのがあればそちらにしないでほしいと思います。

山田伸幸副分科会長 先ほど説明があった相談員の数というのもあってもいいんじゃないかなと思ったんですけど。

吉永美子分科会長 相談体制を充実することによって、助言率を100%にもっていく、これは違うかな。

山田伸幸副分科会長 解決率。

吉永美子分科会長 解決は無理だよ、これは。説明聞くと、難しいと思います。被害に遭ったかどうか分からない、確かに。

恒松恵子委員 空家はどちらかというところよその人によって不利益を被ったり、

困り事が起きると思うんですけど、消費生活の相談というのは自分の相談ですから、自分の中で納得できれば解決になると思うので、解決率の指標は難しいかなと。このままでもやむを得ないかなと思います。

吉永美子分科会長 今回評価指標で改めて執行部から聞いて、解決率の設定は難しいという納得がいけば、今回はこのまま見送るというやり方もありますけども、どういたしますか。それか削除するか。削除までではないでしよ。

杉本保喜委員 今会長が言われたように私は彼らの説明を受けて、ここでは納得するという形でいいと思います。

吉永美子分科会長 いかがでしょうか。とにかく相談体制を強化していくことによって、助言率をちゃんと100%で維持してもらおうという、そういう活動指標をちゃんと持って、やってもらうというところで先ほど活動指標とありましたけども。どうですか。

矢田松夫委員 助言というのは何でも言えるからね、だから消費生活相談件数でおかしいかね。

吉永美子分科会長 ただ先ほど申し上げたように相談件数は多ければいいというもんじゃないので。減らさんといけんのだから。

矢田松夫委員 被害者の救済イコール解決したことが目的というふうに言うんですよ。解決することが目的なんだから。相談行って寝言聞くのとは訳が違うんだから。私はそこにあっせん件数か解決率を入れていただきたいというふうに思います。

吉永美子分科会長 解決率は適当ではないと書いてありますが、あっせん率ですか。あっせんをするということはそれだけよくない、軽いちょっとした相談じゃなくて、被害が大きい相談じゃないですか、あっせんは。業者に言うんでしよ。そういうのが上がるということは質の悪い相談が多いということですよ。

大井淳一郎委員 あっせん件数だとそういう形になります。あっせん率にした

としても恐らく相談を受けて、内容に応じて直接助言をするか、あっせんして通してもらうか、情報提供にとどまるかということで、振り分けた上での話なので、多分あっせん率を取っても100%で出てくると思います。言葉の違い、助言率があっせん率に変わるだけ。

吉永美子分科会長 相談件数の中のあっせん率。だから相談件数の中であっせん率が高いということは、あっせんは業者に直接連絡と言われたから、悪質じゃないですか、はっきり言って。そういうのが増えるということはいいことではないと私は思います。それを挙げるのはどうかなと思います。

大井淳一郎委員 あっせん率が上がると悪くなるとも限らないじゃないですかね。あっせんするという事はそれだけ適切なところに行くわけですから。

吉永美子分科会長 業者に直接連絡とおっしゃいましたよね、執行部の説明では。そういうふうに認識していました。あっせん率イコール消費生活相談があんまりよくない、トラブルに対応するとあるけど、そういうことがないほうがいいわけで、あっせん率が高いというのはイコールいいとは思わないですよ。相談件数だって高くないほうがいいし、その中の相談件数が減りつつ、その中であっせん率が上がるということは深刻な相談がすごく強くなっていると認識するんですよ。業者へ直接連絡するという事は、それだけ。違いますかね。

杉本保喜委員 私も会長の言われることはもっともだと思うんですよ。(2)の文言に返ったときに、消費者相談員の配置や相談員の研修を通じて消費者相談体制の充実を図ることが目的なんですよね。そうした場合に、実際にこの消費者に対応する人間が多くはいないという現状の中で、どれだけ対応できるかということを見たいというか、充実させたいという思いがここにあると思うんですよ。そうした場合に助言率でもいいかなというふうに思うんですよ。矢田委員が言われるようにあっせん率にしてしまうと、非常にタイトな数字として出てくると思うんですよ。必ずしもこの相談がそういうタイトな相談ばかりとは限らないと思うんですよ。

吉永美子分科会長 結論が出にくいですね。今回はこれで行ったらどうでしょうか。再度執行部から説明を聞いて、今回については助言率で認めるといふことで決定をさせていただきます。それともう1点が処遇改善の分ですね。基本施策4のところ、執行部としては国が行うこと、またこの処遇改善に努めるというのはそこまでは市としてここに掲げるのは難しいと、基本計画の中に掲げるのは難しいということでした。そこまで踏み込めないということです。だから考え方によっては、現状と課題のところ、人材確保に努めていく必要がありますといふことで、必要と感じているのなら、どうやって人材確保するかといふことを今度は執行部が頑張っていたらいいかなといふことではないわけですね。

大井淳一郎委員 現状と課題を受けて、基本事業といふのがなされていて、本文には処遇改善といふ言葉も難しいといふことも言われました。その文章の下にあります主要事業の中で民生委員・児童委員の活動支援事業といふこともありますので、それをする際に民生委員さんが働きやすくするためのことも考えていかなきゃいけない。お金以外にも、これまでもこれからもやっていかれると思うので、この処遇改善といふか、民生委員さんに対する活動支援について私たちの分科会あるいは委員会から、随時指摘していくといふことで、よろしいんじゃないですか。文章は変えないといふことで。

吉永美子分科会長 文言にまで入れることはしないといふことで。

山田伸幸副分科会長 (2) ですね、この中に市のこういった民生委員・児童委員への支援、これは全体を言っているんですね。地域の困っている人たちへの支援を民生委員・児童委員を中心にやるんだけど、民生委員・児童委員に対する支援を市としても支える体制を作っていくといふことが必要なんじゃないかなと思うんですけどね。

矢田松夫委員 物心両面にわたる処遇を改善するといふのが無理であれば、執行部が言うように一歩下がって「環境づくり」といふのをどこかに入れてもらえればと思います。

吉永美子分科会長 動きやすい環境をつくるといふ意味のことを言われたんですね、たしか。

山田伸幸副分科会長 でしたらその(2)の文章の2行目、「支援体制づくりを推進します。また、民生・児童委員が活動しやすい環境づくりに努め、様々な」というふうにつなげられるんじゃないかと思うんですけどね。

矢田松夫委員 「支援体制づくりや環境づくりを推進します」、簡単でいいよ。

吉永美子分科会長 それでは違います。意味がつながりません。「民生委員・児童委員を中心として、地域の中で生じる身近な問題を助け合い、支え合いへとつながられる相談・支援体制づくりや…」でしょ。誰が活動しやすいということを入れないと。(「そういうふうにある」、「これは違う」と呼ぶ者あり)

恒松恵子委員 「環境づくり」は現状と課題の中で丸が三つある中に全部「環境づくり」という言葉が入っておりまして、それと重複してもよろしいものなら是非お願いします。

杉本保喜委員 よくよく読むと(1)も(2)も民生委員・児童委員の処遇改善とか人材確保とかそういうもの全くここにうたわれていないんですよ。今言われるその文言を2番に入れるにしてもちょっとずれているんですよ。最初のタイトルが地域福祉に関する相談、支援体制の推進であって、民生委員が働きやすい環境づくりではないわけですよ。対応のことだけですからね。

山田伸幸副分科会長 (3)を作る。

杉本保喜委員 するしかないと思うんよ、逆に言うならば。現状と課題の中の2番目を受けて、民生委員・児童委員の環境づくりというような、一つ別に作らないとなじまなくなると思うんですよ。

吉永美子分科会長 評価指標はどうするんですか。

山田伸幸副分科会長 なし。

吉永美子分科会長 先ほど大井委員が言われましたけど、民生委員・児童委員の活動支援事業というのが主要事業として挙がってきます。これはやっぱり民生福祉常任委員会として今後このことをしっかりと調査していき、発言していかなければいけないというのは私も気持ちが一致しているんですけども、そのところじゃ駄目ですか。ここの中に文言として何としても入れなければ駄目ということですかね。先日も中村局長からも報告がありました中国議長会のほうでうんぬんというのが処遇改善はありますけれども、そういった動きもありますし、民生委員・児童委員の活動支援事業というところを私たちがしっかりと、調査をして発言もしていくという、ここは協議会の運営を支援していくんだというお話があったというふうにメモしていますが、そういった支援がちゃんとされているかどうか、そういったところを私たちが調査していくという責任があるんじゃないでしょうか。ここの言葉に入れるだけじゃ意味ないと思うし。

山田伸幸副分科会長 そういうことも大事だろうと思うんですけど、既に現状と課題では1項目設けられて強化されているので、そのことが基本事業にまるで盛り込まれていないということが問題だと思うんです。

吉永美子分科会長 言葉にはないけど、主要事業に民生委員・児童委員の活動支援事業というのが挙がってきておりますよ、一番下の主要事業に。これが今後挙がってきますから、この中で私たちはやるべきを言い、調査もしていくという責任があるんじゃないでしょうか。

山田伸幸副分科会長 もしやるとしたら今言ったように(3)を新たに作るしかない。

吉永美子分科会長 そこまではいいんじゃないでしょうか。主要事業のところをしっかりとチェックしていくことは私たち大事な仕事と思います。

山田伸幸副分科会長 皆さんが一致すればいいです。

吉永美子分科会長 処遇改善に努めというところは私たちは言ったわけですから、そこなんで私たちが求めたのは。だから働きやすい環境づくりというところを言ったわけじゃないじゃないですか。もともとは「処遇改善

に努め」がないじゃないかということだったわけですよ。そこまではここにはうたえないといったところを受けて、今は先ほど言ったように中国議長会の動きもある、そしてまた主要事業が挙がってくる、そういったところで私たちの責任を果たすということをちゃんとやっていくということが必要じゃないでしょうか。

杉本保喜委員 今会長が言われたそういう形で落ち着けましょう。3番目、本当は入れたいところなんだけれど、入れると煩わしくなるから主要事業の支援事業というところによりどこかにするということではいかがですか。

矢田松夫委員 現状と課題にはっきり人材確保というふうに現状を見ると、やっぱり人材確保しないといけないと。欠員もあると、当市においては。だからそのことをきちんと基本事業の中に言葉として入れるべきだと、私は思うわけなんです。ですから処遇改善という言葉が強ければ、さっきのあっせんと一緒に一步下がってもどこかに動きやすい環境というのをどこか字句を入れたほうが丸く収まると。

大井淳一朗委員 現状と課題とリンクさせていくなれば、恒松委員も言われたように相談支援体制づくりの後に「及び人材づくり」という言葉を入れたら少しは人材確保とか背景には処遇改善、これは書けないですけど、そういったことも盛り込まれるんじゃないですか。もし直すのであれば、相談・支援体制づくり「及び人材づくり」か、「てにをは」は思い付いて言っているだけなんで。人材づくりという言葉を送り込めばいいのかなと思います。相談・支援体制・人材でもいいですし、そういった感じで入れれば。

吉永美子分科会長 「人材づくり」という言葉は使いますかね。人材確保じゃなくて。上にあるか…ということで、譲歩した策が出てまいりましたが。

大井淳一朗委員 私も皆さんの意見をなるべく取り入れたいところがありますので、これは一旦精査をして皆さんが納得する形を作るようにしましょう。もちろんちゃんとした形で。保留して再度検討し直しましょう。

吉永美子分科会長 ということですが、皆さんいかがですか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）それでは、これで本日の民生福祉分科会を閉会いたします

す。

午後 5 時 5 7 分 散会

平成 2 9 年 1 2 月 7 日

総合計画審査特別委員会民生福祉分科会長 吉 永 美 子